令和８年（フ）第４３号
熊本県宇城市小川町江頭242番地２　サンフラワーマンション202
破産者　木村　雄進
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６０号
熊本県宇城市松橋町久具61番地４
破産者　石原　一総
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２０号
沖縄県沖縄市桃原２丁目11番１号　（住民票上の住所　沖縄県沖縄市上地４丁目５番12号）
破産者　平良　裕輝
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１１０号
青森県五所川原市大字広田字榊森51番地20
破産者　岩川　聖基
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第１４１５号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目13番15号　パートナー旭ケ丘207
破産者　手塚　証子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３７２号
仙台市青葉区柏木１丁目６番46―208号
破産者　土生　　徹
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７７号
仙台市若林区木ノ下５丁目７番30―203号
破産者　宇鉄　卓弥
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５８０号
仙台市若林区若林２丁目７番３―401号
破産者　勝又凍季也
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５９２号
仙台市青葉区錦町２丁目５番38号　メゾンドブランシュ３
破産者　小野寺智也
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６２７号
仙台市青葉区中山５丁目１番33号　ロフティ中山Ⅱ―103、従前の住所仙台市青葉区川平２丁目16番30号
破産者　根本　節子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５号
秋田県男鹿市船越字内子294番地1794
破産者　松田千里子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７号
群馬県佐波郡玉村町大字板井995番地10
破産者　大澤　宣弘
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
群馬県伊勢崎市宮子町3559番地７
破産者　木下　浩之
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第８０号
群馬県桐生市宮前町２丁目７番29号
破産者　片桐　哲也
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美979―17　忠兵衛ハイムＡ－１、住民票上の住所群馬県桐生市東３丁目５番11号
破産者　戸叶　博幸
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２４号
群馬県桐生市広沢町４丁目2303番地の２、前住所群馬県太田市寺井町557番地７
破産者　小倉　瑞輝
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第５８９号
神奈川県足柄上郡山北町岸751番地８
破産者　梅本　裕子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１８号
神奈川県秦野市南矢名1024番地の１　メゾンディアスⅡ　101号
破産者　作山　舜一
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４４号
神奈川県平塚市公所219番地の12
破産者　今野　幸昌
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部